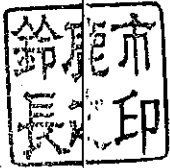




大規模災害時における
施設使用等に関する協定書

令和5年2月3日



鈴 鹿 市

本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所

大規模災害時における施設使用等に関する協定

鈴鹿市（以下「市」という。）と本田技研工業株式会社鈴鹿製作所（以下「ホンダ鈴鹿製作所」という。）は、次のとおり大規模災害時における施設使用等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で大規模災害が発生した場合に、市がホンダ鈴鹿製作所に対して、施設使用等を要請する際に、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする大規模災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模風水害
- (3) 前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（支援協力内容）

第3条 市はホンダ鈴鹿製作所に対し、次に掲げる事項について支援協力を要請することができる。

- (1) 物資等の一時保管に係る保管場所の提供及び荷役作業等への協力
- (2) 公道を走行可能な車両の貸与
- (3) 一時避難場所の提供及び一時避難場所へ提供可能な資機材の貸出
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市及びホンダ鈴鹿製作所の双方の合意が得られた支援協力

（支援協力要請の手続）

第4条 前条第1号に定める支援協力を要請する際は、市は物資等の一時保管に係る支援協力要請書（様式第1号）を用いて要請するものとする。

2 同条第2号に定める支援協力を要請する際は、車両の貸与要請書（様式第2号）を用いて要請するものとする。

3 同条第3号に定める支援協力を要請する際は、一時避難場所等の提供要請書（様式第3号）を用いて要請するものとする。

4 同条第4号に定める支援協力を要請する際は、支援協力に必要な事項を書面に記載し、文書にて要請するものとする。

5 前各項の要請に当たり緊急を要する場合、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援協力の実施)

第5条 ホンダ鈴鹿製作所は、前条各項の規定に基づき市から支援協力の要請を受けたときは、速やかに支援協力の可否を回答し、可能な範囲で支援協力をを行うよう努めるものとする。

2 市は、自らが要請した支援協力が円滑に行われるよう必要な連絡体制等を構築するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づきホンダ鈴鹿製作所が実施する支援協力は原則的に無償とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、費用の負担について市及びホンダ鈴鹿製作所が協議の上、決定することができる。

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害の発生が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、ホンダ鈴鹿製作所の責めに帰すべき事由である場合はホンダ鈴鹿製作所が負担するものとする。その他の場合は、市及びホンダ鈴鹿製作所が協議の上、双方の負担を決定するものとする。

(連絡先等の確認)

第8条 本協定に基づく支援協力を円滑に行うため、市及びホンダ鈴鹿製作所の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(秘密保持)

第9条 市及びホンダ鈴鹿製作所は、本協定に基づく支援協力により相手方から受領した情報について、当該支援協力に必要な範囲内でのみ使用するものとし、相手方の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報はこの限りではない。

(1) 相手方から受領した時に既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの

(2) 相手方から受領した時に既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

(3) 法令により開示を求められたもの

2 市及びホンダ鈴鹿製作所は、次条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前1か月までに、市又はホンダ鈴鹿製作所から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合はその都度、市及びホンダ鈴鹿製作所が協議の上で決定するものとする。


本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及びホンダ鈴鹿製作所がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月3日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子 

三重県鈴鹿市平田町1907番地

本田技研工業株式会社鈴鹿製作所

所長

森本 務 

様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

一時避難場所等の提供要請書

本田技研工業株式会社鈴鹿製作所
所長 様

鈴鹿市長

大規模災害時における施設使用等に関する協定書に基づき、次のとおり一時避難場所等の提供を要請します。

依頼番号	一時避難場所の名称	貸与を希望する資機材	提供開始日	提供終了 予定日	備

